

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償額の決定及び和解について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月11日

渋谷区長 長谷部 健

番号	損害賠償の相手方	損害賠償の額	概要
		専決処分の日	
1	東京都渋谷区 在住個人	24,891円	事故発生日：令和8年5月25日 ・不燃ごみの収集作業において、職員が子供用キックボード2台を誤って収集し、ごみとして処理した。 (環境政策部)
		令和8年6月29日	
2	東京都世田谷区 所在法人	1,380,830円	事故発生日：令和8年4月27日 ・職員がサイドブレーキをかけずに路上に駐車した清掃車両から離れたため、当該車両が前進し、駐車中の相手方車両に衝突して損傷を与えた。 (環境政策部)
		令和8年8月7日	